主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(行政処分は、外部に表示されてはじめて効力を生ずるものであるから、決議があつたというだけでは、内部的な意思決定があつたに止ると解すべきは当然である。本件の場合、昭和二二年三月三一日の承認の議決は外部に表示されず、従つて行政処分としての効力を生じていないものであるから、後にこれを取り消して違つた議決をしても違法ではない。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判	長裁判官	島	i			保
	裁判官	河	村	又		介
	裁判官	1]	林	俊		Ξ
	裁判官	木	± √	盖	 	ġΓ